

## 新宮市立医療センター改革プラン点検・評価について

平成 21 年度の実績について報告いたします。

収益面では総合情報システムを平成 21 年 2 月に導入したことにより、年度当初は診療制限等の影響により患者数が減少しましたが、下半期は堅調に推移したことにより、経常収益は約 2 億 6 千万円増加しました。

費用面では、総合情報システムの減価償却の開始、また、退職金等の増加により経常費用は約 1 億 8 千万円増加しました。

この結果、昨年度より経常損失は約 9 千万円改善され、約 2 億円に留めることができましたが、計画に比べ約 5 千万円の赤字拡大となりました。

病院経営は依然厳しい状況ですが、引き続き医師の確保や適正な医療機器の充実を図り、信頼される医療体制の構築に努め、紀南地域の中核医療機関としての役割を果たしてまいります。

# 収支計画の状況

## 1. 収益的収支

(単位:百万円、%)

区分		年度							
		20年度 (プラン)	20年度 (決算)	20年度 (比較)	21年度 (プラン)	21年度 (決算)	21年度 (比較)	22年度 (プラン)	23年度 (プラン)
収入	1. 医業収益 a	5,484	5,346	△ 138	5,832	5,581	△ 251	5,933	6,001
	(1) 料金収入	5,163	5,049	△ 114	5,491	5,280	△ 211	5,582	5,648
	(2) その他	321	297	△ 24	341	301	△ 40	351	353
	うち他会計負担金	105	80	△ 25	119	76	△ 43	119	119
	2. 医業外収益	269	294	25	279	326	47	274	269
	(1) 他会計負担金・補助金	224	250	26	236	279	43	232	227
	(2) 国(県)補助金	6	6	0	4	9	5	3	3
	(3) その他	39	38	△ 1	39	38	△ 1	39	39
	経常収益(A)	5,753	5,640	△ 113	6,111	5,907	△ 204	6,207	6,270
	支出	1. 医業費用 b	5,625	5,538	△ 87	5,870	5,719	△ 151	5,888
(1) 職員給与費 c		2,694	2,660	△ 34	2,823	2,789	△ 34	2,823	2,823
(2) 材料費		1,457	1,416	△ 41	1,473	1,350	△ 123	1,469	1,487
(3) 経費		1,118	1,106	△ 12	1,142	1,168	26	1,169	1,177
(4) 減価償却費		320	319	△ 1	403	384	△ 19	408	414
(5) その他		36	37	1	29	28	△ 1	19	19
2. 医業外費用		415	393	△ 22	397	391	△ 6	327	330
(1) 支払利息		168	168	0	170	170	0	164	157
(2) その他		247	225	△ 22	227	221	△ 6	163	173
経常費用(B)		6,040	5,931	△ 109	6,267	6,110	△ 157	6,215	6,250
経常損益(A)-(B)(C)	△ 287	△ 291	△ 4	△ 156	△ 203	△ 47	△ 8	20	
特別損益	1. 特別利益(D)			0			0		
	2. 特別損失(E)	5	2	△ 3	3	4	1	3	3
	特別損益(D)-(E)(F)	△ 5	△ 2	3	△ 3	△ 4	△ 1	△ 3	△ 3
純損益(C)+(F)	△ 292	△ 293	△ 1	△ 159	△ 207	△ 48	△ 11	17	
累積欠損金(G)	△ 2,041	△ 2,042	△ 1	△ 2,200	△ 2,249	△ 49	△ 2,211	△ 2,194	
不良債務	流動資産(ア)	1,970	2,111	141	2,004	2,092	88	2,077	2,170
	流動負債(イ)	327	321	△ 6	336	304	△ 32	337	340
	うち一時借入金								
	翌年度繰越財源(ウ)								
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額								
	不良債務(オ)	△ 1,643	△ 1,790	△ 147	△ 1,668	△ 1,788	△ 120	△ 1,740	△ 1,830
差引 [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]									
単年度資金不足額(※)	△ 287	△ 183	104	△ 25	2	27			
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	95.3	95.1	△ 0.2	97.5	96.7	△ 0.8	99.9	100.3	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$									
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	97.5	96.5	△ 1.0	99.4	97.6	△ 1.8	100.8	101.4	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	49.1	49.8	0.7	48.4	50.0	1.6	47.6	47.0	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)									
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$									
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率									
病床利用率	82.0	81.8	△ 0.2	84.0	81.6	△ 2.4	85.5	87.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

## 2. 資本的収支

(単位:百万円、%)

区分	年度	20年度	20年度	20年度	21年度	21年度	21年度	22年度	23年度
		(プラン)	(決算)	(比較)	(プラン)	(決算)	(比較)	(プラン)	(プラン)
収 入	1. 企業債	820	817	△ 3	108	103	△ 5	100	100
	2. 他会計出資金	224	224	0	228	228	0	232	237
	3. 他会計負担金					45	45		
	4. 他会計借入金								
	5. 他会計補助金								
	6. 国(県)補助金	4	4	0		5	5		
	7. その他								
	収入計 (a)	1,048	1,045	△ 3	336	381	45	332	337
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)								
	前年度許可債で当年度借入分 (c)								
純計(a)-(b)+(c) (A)	1,048	1,045	△ 3	336	381	45	332	337	
支 出	1. 建設改良費	837	839	2	123	176	53	105	105
	2. 企業債償還金	433	433	0	455	455	0	523	542
	3. 他会計長期借入金返還金								
	4. その他	109	108	△ 1			0	50	50
	支出計 (B)	1,379	1,380	1	578	631	53	678	697
差引不足額 (B)-(A) (C)	331	335	4	242	250	8	346	360	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	331	335	4	242	250	8	346	360
	2. 利益剰余金処分量								
	3. 繰越工事資金								
	4. その他								
	計 (D)	331	335	4	242	250	8	346	360
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)									
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)									
実質財源不足額 (E)-(F)									

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	20年度	20年度	20年度	21年度	21年度	21年度	22年度	23年度
	(プラン)	(決算)	(比較)	(プラン)	(決算)	(比較)	(プラン)	(プラン)
収益的収支	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	329,520	329,520	0	355,375	355,375	0	351,152	346,851
資本的収支	( )	( )	( )	( )	( 45,597)	( 45,597)	( )	( )
	224,101	224,101	0	228,246	273,843	45,597	232,469	236,770
合計	( )	( )	( )	( )	( 45,597)	( 45,597)	( )	( )
	553,621	553,621	0	583,621	629,218	45,597	583,621	583,621

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。